

石川県公報

平成27年6月2日
第12804号(火曜日)
毎週2回 火曜 金曜発行

目次

| 告 示 | | 公 告 | | | |
|------------------------------------|-----------|-----|---------------------------------------|---------|---|
| ○石川県議会定例会の招集 | (財政課) | 1 | ○平成26年度個人情報保護条例の施行の状況の公表 | (同) | 4 |
| ○救急病院の認定 | (地域医療推進室) | 1 | ○予防接種を行う医師に係る公告 | (健康推進課) | 5 |
| ○石川県薬物の濫用の防止に関する条例に基づく知事監視製品の指定の失効 | (薬事衛生課) | 1 | ○予防接種を行う医師に係る公告 | (同) | 6 |
| ○石川県薬物の濫用の防止に関する条例に基づく知事指定薬物の指定の失効 | (同) | 2 | ○大規模小売店舗立地法による意見の概要の公告 | (経営支援課) | 7 |
| ○歳入の徴収事務の委託 | (自然環境課) | 3 | ○農業振興地域の区域の変更公告 | (農業政策課) | 8 |
| ○都市計画の変更 | (都市計画課) | 3 | ○土地改良区の定款変更認可公告 | (農業基盤課) | 8 |
| ○平成26年度公文書の公開等の実施状況の公表 | (総務課) | 3 | ○市町が行う土地改良事業に係る換地計画認可申請を適当とする決定及び縦覧公告 | (同) | 8 |
| | | | ○基本測量実施公告 | (監理課) | 9 |

告 示

石川県告示第264号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第101条第1項の規定により、平成27年第3回石川県議会定例会を次のとおり招集する。

平成27年6月2日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 招集期日

平成27年6月9日

2 場所

金沢市

石川県告示第265号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定により、救急病院として次のとおり認定した。

平成27年6月2日

石川県知事 谷 本 正 憲

| 名 称 | 所 在 地 | 認定年月日 | 認定の有効期限 |
|---------------|---------------|-----------|------------|
| 珠 洲 市 総 合 病 院 | 珠洲市野々江町ニ部1番地1 | 平成27年6月1日 | 平成30年5月31日 |

石川県告示第266号

石川県薬物の濫用の防止に関する条例(平成26年石川県条例第38号。以下「条例」という。)第10条第1項の規定により、知事監視製品の指定が次のとおり効力を失ったので告示する。

平成27年6月2日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 失効した知事監視製品を特定できる情報

- (1) 次の写真に示すとおり、被包に「Dance insence H aroma」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (2) 次の写真に示すとおり、被包に「Elizabeth 2nd」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (3) 次の写真に示すとおり、被包に「William 2nd」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (4) 次の写真に示すとおり、被包に「SEXUALITY」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (5) 次の写真に示すとおり、被包に「Hot GUY」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (6) 次の写真に示すとおり、被包に「SEXUALITY」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (7) 被包に次の写真に示す表示のある製品(販売名がSound Joker red(サウンドジョーカーレッド)であるものを含む。)であって、その内容物が液体のもの
- (8) 次の写真に示すとおり、被包に「Erika AROMA LIQUID」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (9) 次の写真に示すとおり、被包に「Holiday LOVER」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (10) 次の写真に示すとおり、被包に「KONOHA AROMA LIQUID」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (11) 次の写真に示すとおり、被包に「TICKETS CIRCUS」と表示のある製品(販売名がサーカスマジックであるものを含む。)であって、その内容物が液体のもの
- (12) 次の写真に示すとおり、被包に「TICKETS CIRCUS」と表示のある製品(販売名がサーカスバルーンであるものを含む。)であって、その内容物が液体のもの
- (13) 次の写真に示すとおり、被包に「PEGAS POWER」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (14) 次の写真に示すとおり、被包に「PEGAS SHARP」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (15) 次の写真に示すとおり、被包に「D-AROMa」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (16) 次の写真に示すとおり、被包に「SpiRal Girl Green」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
(「次の写真」は、省略し、その写真を石川県健康福祉部薬事衛生課及び県保健福祉センターに備え置いて縦覧に供する。)

2 失効の理由

当該知事監視製品に、条例第2条第1項第3号若しくは第6号に掲げる薬物又は条例第15条第1項に規定する知事指定薬物に該当する薬物が含有されると認められるに至ったため

3 失効の日

- (1) 1の(1)に掲げる知事監視製品 平成27年5月22日
- (2) 1の(2)から(14)までに掲げる知事監視製品 平成27年5月23日
- (3) 1の(15)及び(16)に掲げる知事監視製品 平成27年6月1日

4 罰則の適用

条例第27条から第30条までの規定は、上記の知事監視製品の指定がその効力を失う前にした当該知事監視製品に係る行為についても、適用する。

石川県告示第267号

石川県薬物の濫用の防止に関する条例(平成26年石川県条例第38号。以下「条例」という。)第16条第1項の規定により、知事指定薬物の指定が次のとおり効力を失ったので告示する。

平成27年6月2日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 失効した知事指定薬物の名称

- (1) 2-(4-クロロ-2,5-ジメトキシフェニル)-N-(3,4,5-トリメトキシベンジル)エタンアミン及びその塩類
- (2) 2-(4-エチル-2,5-ジメトキシフェニル)-N-(2-メトキシベンジル)エタンアミン及びその塩類
- (3) 3-[2-(2-メトキシベンジルアミノ)エチル]キナゾリン-2,4-(1H,3H)-ジオン及びその塩類

2 失効の理由

当該知事指定薬物が条例第2条第1項第6号に掲げる薬物に該当すると認められるに至ったため

3 失効の日

平成27年6月1日

4 罰則の適用

条例第24条から第28条までの規定は、上記の知事指定薬物の指定がその効力を失う前にした当該知事指定薬物に係る行為についても、適用する。

石川県告示第268号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の徴収事務を委託した。

平成27年6月2日

石川県知事 谷 本 正 憲

| 委 託 事 項 | 委 託 先 | | 委 託 期 間 |
|---------------------------------------|-----------------|------------------|-----------------------|
| | 所 在 地 | 名 称 | |
| 石川県自然公園施設のうち南竜山荘及び南竜ヶ馬場ケビンに係る使用料の徴収事務 | 白山市鶴来本町4丁目ヌ85番地 | 一般財団法人 白山市地域振興公社 | 平成27年7月1日から同年11月30日まで |

石川県告示第269号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

平成27年6月2日

石川県知事 谷 本 正 憲

| 都市計画の種類 | 都市計画を変更した土地の区域 | 縦 覧 場 所 |
|---------------------------|---|--------------------------------|
| 小松都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 | 小松都市計画区域 | 石川県土木部都市計画課及び小松市都市創造部まちデザイン第1課 |
| 小松都市計画区域区分 | 小松市泉町、下牧町、丸内町、三田町、白江町、島町、南陽町、上荒屋町及び下粟津町の各一部 | 〃 |

公 告

平成26年度公文書の公開等の実施状況の公表

石川県情報公開条例(平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。)第33条の規定により、平成26年度における公文書の公開等についての実施状況を次のとおり公表する。

平成27年6月2日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 公文書の公開の請求等の状況

(単位:件)

| 区 分 | 件 数 | 処 理 状 況 | | | | | | |
|-----|-------|---------|-------|-----|-----|------|-----|-----|
| | | 公 開 | 一部公開 | 非公開 | 不存在 | 存否拒否 | 取下げ | 却 下 |
| 請 求 | 2,075 | 779 | 1,122 | 2 | 139 | 5 | 25 | 3 |
| 申 出 | 2 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合 計 | 2,077 | 781 | 1,122 | 2 | 139 | 5 | 25 | 3 |

(「請求」は条例第5条の規定による公文書の公開の請求を、「申出」は石川県情報公開条例の一部を改正する条例(平成26年石川県条例第1号)による改正前の条例第18条第1項の規定による公文書の公開の申出をいう。以下同じ。)

2 実施機関(部局)別内訳

(単位:件)

| 実 施 機 関 | | 請求件数 | 申出件数 | 実 施 機 関 | 請求件数 | 申出件数 |
|---------|---------------|-------|------|---------------------|------|------|
| 知 事 | 総 務 部 | 64 | 0 | 教 育 委 員 会 | 13 | 0 |
| | 危 機 管 理 監 室 | 14 | 0 | 選 挙 管 理 委 員 会 | 83 | 0 |
| | 企 画 振 興 部 | 11 | 0 | 監 査 委 員 | 0 | 0 |
| | 県 民 文 化 局 | 6 | 0 | 人 事 委 員 会 | 0 | 0 |
| | 健 康 福 祉 部 | 909 | 2 | 労 働 委 員 会 | 0 | 0 |
| | 環 境 部 | 47 | 0 | 収 用 委 員 会 | 2 | 0 |
| | 商 工 労 働 部 | 14 | 0 | 海 区 漁 業 調 整 委 員 会 | 0 | 0 |
| | 観 光 戦 略 推 進 部 | 28 | 0 | 内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会 | 0 | 0 |
| | 農 林 水 産 部 | 31 | 0 | 議 会 | 46 | 0 |
| | 競 馬 事 業 局 | 11 | 0 | 公 立 大 学 法 人 | 0 | 0 |
| | 土 木 部 | 746 | 0 | 公 安 委 員 会 | 6 | 0 |
| | 出 納 室 | 0 | 0 | 警 察 本 部 長 | 44 | 0 |
| | 小 計 | 1,881 | 2 | 小 計 | 194 | 0 |
| | | | 合 計 | 2,075 | 2 | |

3 不服申立ての状況

(単位:件)

| 不 服 申 立 て 件 数 | | 処 理 状 況 | | | | | | |
|-------------------|------------------|---------|------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 平成25年度から の繰越件数 | 平成26年度の 申立て件数 | 決 定 | | | | 取下げ | 審理中 | 未審理 |
| | | 認 容 | 一部認容 | 棄 却 | 却 下 | | | |
| 65 | 12 | 1 | 0 | 19 | 0 | 1 | 32 | 24 |

平成26年度個人情報保護条例の施行の状況の公表

石川県個人情報保護条例(平成15年石川県条例第2号。以下「条例」という。)第52条の規定により、平成26年度における条例の施行の状況を次のとおり公表する。

平成27年6月2日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 保有個人情報の開示請求の状況

(1) 開示請求の処理状況

(単位:件)

| 区 分 | 請求件数 | 処 理 状 況 | | | | | | |
|---------------|-------|---------|------|-----|-----|------|-----|-----|
| | | 開 示 | 一部開示 | 不開示 | 不存在 | 存否拒否 | 取下げ | 却 下 |
| 書 面 に よ る 請 求 | 1,179 | 565 | 600 | 1 | 5 | 0 | 1 | 7 |
| 口頭による請求(簡易開示) | 6,354 | 6,354 | — | — | — | — | — | — |
| 合 計 | 7,533 | 6,919 | 600 | 1 | 5 | 0 | 1 | 7 |

(2) 開示請求の実施機関(部局)別状況

(単位:件)

| 実施機関 | | 書面による請求 | 口頭による請求(簡易開示) | 合計 |
|------------|---------|---------|---------------|-------|
| 知事 | 総務部 | 6 | 0 | 6 |
| | 危機管理監室 | 0 | 0 | 0 |
| | 企画振興部 | 0 | 0 | 0 |
| | 県民文化局 | 1 | 1 | 2 |
| | 健康福祉部 | 13 | 193 | 206 |
| | 環境部 | 1 | 0 | 1 |
| | 商工労働部 | 0 | 24 | 24 |
| | 観光戦略推進部 | 0 | 0 | 0 |
| | 農林水産部 | 0 | 0 | 0 |
| | 競馬事業局 | 0 | 0 | 0 |
| | 土木部 | 1 | 0 | 1 |
| | 出納室 | 0 | 0 | 0 |
| | 小計 | 22 | 218 | 240 |
| | 教育委員会 | 1,115 | 5,958 | 7,073 |
| 選挙管理委員会 | 0 | 0 | 0 | |
| 監査委員 | 0 | 0 | 0 | |
| 人事委員会 | 0 | 90 | 90 | |
| 労働委員会 | 0 | 0 | 0 | |
| 収用委員会 | 0 | 0 | 0 | |
| 海区漁業調整委員会 | 0 | 0 | 0 | |
| 内水面漁場管理委員会 | 0 | 0 | 0 | |
| 議会 | 0 | 0 | 0 | |
| 公立大学法人 | 0 | 88 | 88 | |
| 公安委員会 | 0 | 0 | 0 | |
| 警察本部長 | 42 | 0 | 42 | |
| 合計 | 1,179 | 6,354 | 7,533 | |

2 保有個人情報の訂正請求の状況

該当なし

3 保有個人情報の利用停止請求の状況

該当なし

4 不服申立ての状況

(単位:件)

| 不服申立て件数 | | 処 理 状 況 | | | | | | |
|---------------|--------------|---------|------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 平成25年度からの繰越件数 | 平成26年度の申立て件数 | 決 定 | | | | 取下げ | 審理中 | 未審理 |
| | | 認 容 | 一部認容 | 棄 却 | 却 下 | | | |
| 2 | 3 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 4 | 0 |

5 実施機関が行う個人情報の取扱いに関する苦情の申出の状況

該当なし

予防接種を行う医師に係る公告

市町長が予防接種法(昭和23年法律第68号)第5条第1項の規定により行う予防接種について、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第4条第1項本文の規定により当該市町長の要請に応じて当該予防接種を行う医師の氏名及び予防接種を行う場所は、次のとおりである。

平成27年6月2日

石川県知事 谷 本 正 憲

| 医師の氏名 | 医師が協力を承諾した市町 | 予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所 |
|---------|--------------|------------------------------------|
| 宝 達 明 彦 | 県内全域 | 七尾市富岡町94番地 社会医療法人財団董仙会 恵寿総合病院 |
| 山野辺 裕 二 | 〃 | 〃 |
| 高 多 佑 佳 | 〃 | 〃 |
| 松 田 昌 悟 | 〃 | 〃 |
| 黒 川 浩 司 | 〃 | 〃 |
| 沖 野 一 晃 | 〃 | 〃 |
| 宮 田 康 一 | 〃 | 〃 |
| 岩 田 成 志 | 〃 | 〃 |
| 豊 田 洋 平 | 〃 | 〃 |
| 水 口 義 規 | 〃 | 〃 |
| 鈴 木 拓 馬 | 〃 | 〃 |
| 原 口 貴 敏 | 〃 | 〃 |
| 山 本 怜 奈 | 〃 | 〃 |
| 木 村 亮 堅 | 〃 | 〃 |
| 小 川 翔 | 〃 | 〃 |
| 磯 村 洋 平 | 〃 | 〃 |
| 羽 山 智 之 | 〃 | 七尾市富岡町95番地 社会医療法人財団董仙会 恵寿ローレルクリニック |
| 高 藤 早 苗 | 〃 | 〃 |
| 向 井 清 孝 | 〃 | 〃 |
| 玉 井 譲 | 〃 | 七尾市小島町二部50番1 医療法人財団愛生会 浜野クリニック |
| 山 崎 成 敏 | 〃 | 七尾市つつじが浜1番地3 やまざきクリニック |
| 押 切 貴 博 | 〃 | 七尾市松百町八部3番地の1 独立行政法人国立病院機構七尾病院 |

予防接種を行う医師に係る公告

市町長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により行うB類疾病の予防接種について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項本文の規定により当該市町長の要請に応じて当該予防接種を行う医師の氏名及び予防接種を行う場所は、次のとおりである。

平成27年6月2日

石川県知事 谷 本 正 憲

| 医師の氏名 | 医師が協力を承諾した市町 | 予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所 |
|-----------|--------------|-----------------------------------|
| 大 戸 司 | 県内全域 | 金沢市石引4丁目3番5号 松原病院 |
| 桑 原 崇 | 〃 | 七尾市国分町ラ部2番地1 医療法人社団向陽会 桑原母と子クリニック |
| 中 村 仁 音 | 〃 | 能美市緑が丘11丁目71番地 医療法人社団和楽仁 芳珠記念病院 |
| 多 賀 正 | 〃 | 〃 |
| 戸 島 史 仁 | 〃 | 〃 |
| 油 尾 亨 | 〃 | 〃 |
| 材 木 良 輔 | 〃 | 〃 |
| 東 谷 拓 弥 | 〃 | 〃 |
| 河 野 達 彦 | 〃 | 〃 |
| 鈴 木 啓 介 | 〃 | 〃 |
| 加 畑 映 理 子 | 〃 | 〃 |

大規模小売店舗立地法による意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による大規模小売店舗に関する意見の概要は、次のとおりである。

平成27年6月2日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ジョーシン西金沢店
金沢市米泉町10丁目1-6
- 2 届出の内容及び届出の公告の日
内容 新設
公告日 平成27年1月23日
- 3 市町の意見の概要
市町名 金沢市
意見の概要
届出内容について、特に問題点は見られないが、関係法令等を遵守するとともに、今後とも周辺地域の生活環境の保持について適切な対応を図るよう努められたい。
- 4 居住者等の意見の概要
居住者等の意見なし
- 5 意見の縦覧場所
石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター
- 6 意見の縦覧期間
平成27年6月2日から同年7月2日まで

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ラムー津幡店
河北郡津幡町字庄ホ8番ほか12筆
- 2 届出の内容及び届出の公告の日
内容 大規模小売店舗の名称及び所在地、大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
公告日 平成27年1月23日
- 3 市町の意見の概要
市町名 津幡町
意見の概要 意見なし
- 4 居住者等の意見の概要
居住者等の意見なし
- 5 意見の縦覧場所
石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター
- 6 意見の縦覧期間
平成27年6月2日から同年7月2日まで

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ラムー津幡店
河北郡津幡町字庄ホ8番ほか12筆
- 2 届出の内容及び届出の公告の日
内容 駐輪場の位置及び収容台数、荷さばき施設の位置及び面積、廃棄物等の保管施設の位置及び容量、大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻、来客が駐車場を利用することができる時間帯、荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

公告日 平成27年1月23日

3 市町の意見の概要

市町名 津幡町

意見の概要

(1) 駐車需要の充足等交通に係る事項

ア 店舗駐車場の混雑によって、周辺道路が渋滞しないよう配慮すること。

イ 西側駐車場からの歩行者の動線について、町道庄60号線は交通量が非常に多く危険であるため、安全対策に万全を期すること。

(2) 騒音の発生に係る事項

基準値よりも低いレベルの騒音に対する相談や苦情についても真摯に対応すること。

4 居住者等の意見の概要

居住者等の意見なし

5 意見の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター

6 意見の縦覧期間

平成27年6月2日から同年7月2日まで

農業振興地域の区域の変更公告

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定により、小松市に係る農業振興地域の区域を次のとおり変更する。

なお、小松農業振興地域の変更区域図は、石川県農林水産部農業政策課において縦覧に供する。

平成27年6月2日

石川県知事 谷 本 正 憲

| 農業振興地域名 | 農業振興地域を変更する区域 |
|---------|---|
| 小 松 | 小松農業振興地域について、小松市三田町の一部を区域から除外し、小松市上荒屋町、南陽町、泉町、丸内町、下牧町、白江町、島町及び下粟津町の各一部を区域に編入する。 |

土地改良区の定款変更認可公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。

平成27年6月2日

石川県知事 谷 本 正 憲

| 土地改良区の名称 | 認可年月日 |
|-------------|------------|
| 手取川七ヶ用土地改良区 | 平成27年5月26日 |

市町が行う土地改良事業に係る換地計画認可申請を適当とする決定及び縦覧公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4第1項において準用する同法第52条の2第1項の規定により、次のとおり市町が行う土地改良事業に係る換地計画の認可申請を適当と決定したので、その関係書類を平成27年6月3日から同年7月1日まで縦覧に供する。

なお、この決定については、同法第96条の4第1項において準用する同法第52条の3第1項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して異議を申し出ることができる。

平成27年6月2日

石川県知事 谷 本 正 憲

| 事業を行う者の名称 | 地区（工区）名 | 縦覧に供する書類 | 縦覧場所 |
|-----------|---------|----------|-------|
| 津 幡 町 | 倶利伽羅地区 | 換地計画書の写し | 津幡町役場 |

基本測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成27年6月2日

石川県知事 谷 本 正 憲

| 作 業 種 類 | 作 業 期 間 | 作 業 地 域 |
|---------------------------|------------------------------|-------------------------|
| 基 本 測 量 (基 本 重 力 測 量) | 平成27年6月15日から 平成28年2月28日まで | 金沢市 |
| 基 本 測 量 (空中写真撮影・オルソ作成) | 平成27年7月10日から 平成28年3月31日まで | 金沢市、小松市、加賀市、白山市、 能美市 |

